

静岡県告示第454号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年6月18日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月18日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士富士宮線	富士宮市猪之頭字人穴道 1780番から	前	7.1~14.3	213.0
		富士宮市猪之頭字下野辻 1881番の1まで	後	7.1~16.3	213.0

=====

静岡県告示第455号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年6月18日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月18日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊久美藤枝線	藤枝市大手二丁目 726番の8 から	前	13.5~15.0	95.0
		藤枝市大手二丁目 258番の11 まで	後	13.5~15.0	95.0

=====

静岡県告示第456号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年6月18日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月18日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	河原大井川港線	島田市細島字竹島 2016 番地 先から	前	6.0~6.0	204.0
		島田市細島字竹島 2073 番地 先まで	後	9.2~10.3	204.0

=====

静岡県告示第457号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年6月18日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月18日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	島田岡部線	藤枝市大手二丁目 258 番の 11 から	前	13.5~15.0	95.0
		藤枝市大手二丁目 726 番の 8 まで	後	13.5~15.0	95.0